

令和8年度「いしかわゼロカーボン特設サイト（仮称）」 ホームページ構築等業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

石川県では、制度創設から20年以上が経過した「いしかわ家庭版環境ISO」について、2050年カーボンニュートラル宣言などの状況変化も踏まえ、制度の見直しを進めているところであり、令和8年7月に改定した県環境総合計画においては、省エネ行動の見える化や環境価値の活用による継続的な取組の後押しなどにより、幅広く県民の気運醸成や行動変容を促すための工夫を講じることとしているところである。

本事業は、カーボンニュートラルの実現に向け、デカボスコアの活用等により県民の脱炭素行動による温室効果ガス削減効果が見える化するほか、カーボンニュートラルを分かりやすく周知するとともに、取組の実践をサポートできる県・市町の補助制度などの実用的な情報を盛り込むこと等により、幅広く県民・事業者の行動変容を促すホームページの制作等を行うものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度「いしかわゼロカーボン特設サイト（仮称）」ホームページ構築等業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 委託内容

本業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ この額は、プロポーザル実施にあたり、参加希望者に提示する事業費の上限額であり、予定価格については、プロポーザルによる受託候補者の選定、仕様書等の協議後、改めて設定する。

3 スケジュール

令和8年8月7日（金） 実施要領等の公表（公募開始）

令和8年8月24日（月） 質問書及び参加申込書提出期限

令和 8 年 8 月 31 日（月） 企画提案書提出期限
令和 8 年 9 月 2 日（水） 審査委員会（対面審査）
令和 8 年 9 月 3 日（木） 以降速やかに 受託候補者決定・契約締結
詳細協議、委託業務開始

4 担当部局

石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課

グリーンライフ推進グループ

担当：釣谷、田中

住 所：9 2 0－8 5 8 0 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

T E L：(0 7 6) 2 2 5－1 4 6 9

F A X：(0 7 6) 2 2 5－1 4 7 9

E-mail：cn2@pref.ishikawa.lg.jp

5 参加資格

以下の全ての要件を満たす者であること。なお、共同で事業を実施する（以下、「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が要件を満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方公共団体及び国が発注した、本公募要領に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、又は、確実に履行できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成 1 0 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 5 8 1 号）に基づき、当該業務委託契約の締結の日において、令和 8 年度の競争入札参加資格を有すると認められた者であること。（県の指名停止の措置を受けている者を除く。）
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生法手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。)である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(8) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(9) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。

(10) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。

(11) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。

6 受託者の選定・契約方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。対面による審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、石川県財務規則第130条第2項第3号の規定により単独見積とする。

(3) 契約に当たっての留意事項

石川県と受託候補者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。

8 質問書

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、質問書(様式1)に記入し、電子メールで送信すること。面接又は電話による質問は一切受け付けない。

なお、送信後必ず電話で着信確認を行うこと。担当部局は確認後、受信した旨のメールを返信する。

(1) 提出期限

令和8年8月24日（月）12時まで

(2) 受付時間

平日 9時～17時 ※最終日については12時までとする。

(3) 提出先

cn2@pref.ishikawa.lg.jp あてに電子メールで提出すること。

(4) 質問への回答

質問書に対する回答は、令和8年8月26日（水）までに県ホームページで公開する。

9 参加申込書

参加希望者は、参加申込書兼誓約書（様式2）及び添付書類を電子メールで提出すること。なお、送信後必ず電話で着信確認を行うこと。担当部局は確認後、受信した旨のメールを返信する。

(1) 提出期限

令和8年8月24日（月）12時まで

(2) 受付時間

平日 9時～17時 ※最終日については12時までとする。

(3) 提出先

cn2@pref.ishikawa.lg.jp あてに電子メールで提出すること。

10 企画提案書等

参加申込者は、本業務に係る企画提案書を以下により提出するものとする。

(1) 企画提案書の提出期限

令和8年8月31日（月）12時まで（必着）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする

(2) 提出場所及び方法

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課まで持参又は郵送により提出すること。提出書類は原則として原本を提出することとするが、提出期限までに電子メールによる提出があった場合は受理するものとし、原本については、後日、遅滞なく提出すること。

※郵送の場合は、発送した旨の電話連絡を行うこと。

(3) 提出書類（基本的にA4サイズとすること）

ア 企画提案書等の提出について（様式3）

イ 企画提案書（様式任意）【正本】1部【副本】10部

様式は任意であるが、別表審査基準を参考に次の事項を含めて作成すること。

- (ア) 業務の実施体制
 - (イ) 類似業務の過去実績等
 - (ウ) スケジュール
 - (エ) 特設サイトのデザイン案
 - (オ) 県民が楽しく脱炭素行動に取り組める工夫
 - (カ) 情報の検索性などの使い勝手
 - (キ) その他事業の目的を達するために有効な事項
- ウ 参考見積書（様式任意）【正本】 1部 【副本】 10部
- 参考見積書は、次の要領により作成すること。また、次年度以降の維持管理経費についても同様に作成すること。
- (ア) 積算根拠を明記すること。
 - (イ) 業務内容別の内訳を明記すること。
 - (イ) 見積額は、消費税及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。
- ※イ、ウの副本10部（審査用）には、提案者が特定できるもの（社章・社名・個人名等）を一切記載しないこと。

1.1 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書等の審査

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、「いしかわゼロカーボン特設サイト（仮称）」ホームページ構築等委託業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、原則として提案事業者の出席による対面審査を行う。

ア 日時及び場所 令和8年9月2日（水） ※時刻は別途通知する

イ 実施方法

- ・出席者は、1提案事業者につき3人以内とし、本件を受注した際に業務を主として担当する者が出席すること。
- ・対面審査に要する時間は、1提案事業者につき30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とする。提出済みの企画提案書等により行うものとし、追加の資料配布（追加提案）は禁止とする。
- ・持参又は郵送により提出書類を提出する者が、企画提案書等の電子データを用いてプレゼンテーションを行うことを希望する場合は、cn2@pref.ishikawa.lg.jp あてに審査委員会の前日12時までに送付すること。
- ・機材等（モニター等）は担当部局にて用意するが、提案事業者側で機器等を用意する場合は、あらかじめ担当部局に相談すること。

- ・提案事業者は、他の提案事業者の対面審査を傍聴することはできない。

(2) 審査方法

ア 別表の審査基準に従い、審査委員会において企画提案書等及び対面審査の内容を総合的に評価し、審議の上、最も優れた提案事業者を受託候補者として選定する。

イ 審査結果は、企画提案書の提案事業者全員に文書にて通知する。

ウ その他

- ・提案事業者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案事業者を受託候補者とする。
- ・審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

(3) その他

(1)、(2)に掲げる内容は予定であり、参加申込状況等により変更する場合がある。

1.2 委託契約の締結

石川県は、受託候補者と、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、受託候補者として選定された者と協議が整わない場合は、審査委員会で次点であった提案事業者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

1.3 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (4) 企画提案書等の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案事業者に帰属するが、受託候補者の選定のため、提出された企画提案書等の写しを石川県が作成し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、受託候補者として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないと

き。

ウ 企画提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他、石川県の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。

(8) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加資格を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、審査委員会で次点であった提案事業者と契約を締結する。)

(9) 参加申込手続を行った後、都合により審査委員会に参加しないこととなった提案事業者は、参加辞退届(任意様式)を提出すること。

(10) 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。

(11) 受託候補者は、受託候補者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、石川県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。